

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) バリアフリー基準

建築物移動等円滑化基準（法第14条第3項により条例で付加した基準（条例第16条から第23条までに定める基準）を含む。）をいう。

(2) 建築設計標準

バリアフリー設計の標準ガイドラインとして、国土交通省が定めた高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。

(3) バリアフリーマップ

県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。

(4) 認定特定建築物整備事業

社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)バリアフリー環境整備促進事業第5第3号に掲げる認定特定建築物の移動システム等整備事業をいう。

(5) 特定建築物バリアフリー整備事業

特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号の特別特定建築物において同じ。）のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）、又は改修若しくは用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいい、次号に該当する事業を除く。

(6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあつては条例第13条に定める特別特定建築物、条例第19条第1項の規定により設置するエレベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所にあつては50㎡）未満のもの、改修等にあつては国要綱附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)第5項第4号に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）による県内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本県における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（バリアフリーマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備に要するものに限り、第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、それぞれ別表1及び別表2の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表1及び別表2の第2欄に定める額を限度とする。）に、次の各号のイに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。

(1) 認定特定建築物整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

(2) 特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 2分の1

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に8分の1を乗じて得た額以下

(3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る間接補助事業について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、間接補助対象経費の額に仕入控除税額を含めて交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条から第14条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 間接補助対象経費の20パーセントを超える減

(2) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項各号に規定する変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。
 - 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第3条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書及びバリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類を添付しなければならない。
 - 4 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに様式第5号により行わなければならない。
 - 5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(既存事業の廃止)

2 次に掲げる要綱は、令和4年3月31日限り廃止する。

- (1) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知）
- (2) 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知）

別表1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分	2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費	
1 車いす使用者用便房又は車いす使用者用簡易便房（以下、「車いす使用者用便房等」という。）の整備	新築等	1,300	車いす使用者用便房等を整備すること。	(1)車いす使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2)自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)大型ベッドの整備（車いす使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費 (4)ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5)高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費
	改修等	3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、及び車いす使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。	(1)車いす使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる経費 (3)玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ）から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、並びに車いす使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーターの整備	新築等	3,300	移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。	エレベーターの整備に要する経費
	改修等	22,000	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。	エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
3 玄関の整備	改修等	3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。	(1)自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（第4項に掲げる整備と重複するものを除く。） (3)道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。）に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板（以下「音声誘導装置」という。）の整備	新築等 改修等	1 か所当たり 1,000（3か所以内）	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。	音声誘導装置等の整備に要する経費

等」という。)の整備				
5 オストメイト用設備の整備	新築等 改修等	1,100	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 車いす利用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	車いす利用者用駐車施設に屋根を設けること。	(1) 車いす利用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2) 車いす利用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3) 前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す車いす利用者用駐車施設の整備に係るものに限る。）に要する経費 (5) 前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等の場合に限る。）
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備であること。	(1) 電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2) フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第7項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示すものに限る。）に要する経費

別表1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費			
1 事業区分	2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者用便房又は車いす使用者用簡易便房（以下、「車いす使用者用便房等」という。）の整備	新築等	1,300	車いす使用者用便房等を整備すること。 (1)車いす使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2)自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)大型ベッドの整備（車いす使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費 (4)ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5)高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費
	改修等	3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、及び車いす使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。 (1)車いす使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる経費 (3)玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ）から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、並びに車いす使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーターの整備	新築等	3,300	移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。 エレベーターの整備に要する経費
	改修等	22,000	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。 エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
3 玄関の整備	改修等	3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。 (1)自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（第4項に掲げる整備と重複するものを除く。） (3)道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備（建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。）に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板（以下「音声誘導装置」という。）の整備	新築等 改修等	1 か所当たり 1,000（3か所以内）	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。 音声誘導装置等の整備に要する経費

等」という。)の整備				
5 オストメイト用設備の整備	新築等 改修等	1,100	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 車いす利用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	車いす利用者用駐車施設に屋根を設けること。	(1)車いす利用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2)車いす利用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す車いす利用者用駐車施設の整備に係るものに限る。）に要する経費 (5)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費（改修等の場合に限る。）
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備であること。	(1)電光表示板（案内所に設けるものに限る。）の整備（当該整備に伴い発生する関連工事を含む。）に要する経費 (2)フラッシュライト等の整備（改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第1項から第7項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示すものに限る。）に要する経費

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)		3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者用便房等の整備	新築等	1,300		別表1第1項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	3,300又は5,500※		別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費
2 エレベーターの整備	新築等	3,300		別表1第2項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第2項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	22,000		別表1第2項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第2項第4欄に掲げる改修等の経費
3 玄関の整備	改修等	3,300又は5,500※		別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)別表1第3項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第18項に掲げる整備と重複するものを除く。)
4 洋式便器の整備	改修等	第4項から第16項までに掲げる整備に係る額の合計 5,550	1箇所当たり 500	既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。	洋式便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
5 小便器の整備	改修等		1箇所当たり 300	既存の小便器(受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。)を低リップ型の小便器に取り換えること。	低リップ型小便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
6 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり 200	便所に備え付けた手洗い器の水栓(既存の水栓が自動式でないものに限る。)を自動式の水栓に取り換えること。	(1)自動式の水栓の整備に要する経費 (2)洗面器の整備(前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。)に要する経費
7 車いす使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり 800	利用居室から車いす使用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車いす使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備(当該整備に伴い必要となる工事を除く。)に要する経費
8 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり 1,800	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)自動ドア又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
9 便所の手すりの整備	改修等	1箇所当たり 55	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費	

10	ベビーチェアの整備	改修等	1箇所当たり 100	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアを整備に要する経費
11	乳児用おむつ交換台の整備	改修等	1箇所当たり 200	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費
12	手すりの整備	改修等	1メートル当 たり15	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13	廊下の整備	改修等	1メートル当 たり100	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14	利用居室の出入口の整備	改修等	1箇所当たり 1,800	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
15	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等	1平方メー トル当たり25	移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
16	利用居室の段差解消用の整備	改修等	1箇所当たり 200	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
17	ホテル又は旅館の客室（政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。）の整備	改修等	5,500	ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1)客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2)玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）
18	音声誘導装置等の整備	新築等 改修等	1か所当たり1,000 (3か所以内)	別表1第4項第3欄に掲げる要件	別表1第4項第4欄に掲げる経費
19	オストメイト用設備の整備	新築等 改修等	1,100	別表1第5項第3欄に掲げる要件	別表1第5項第4欄に掲げる経費
20	車いす使用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	別表1第6項第3欄に掲げる要件	別表1第6項第4欄に掲げる経費
21	電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 改修等	500	別表1第7項第3欄に掲げる要件	別表1第7項第4欄に掲げる経費

22 建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	500	別表1第8項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事(第1項から第21項の整備に伴うものに限る。)に要する経費 (2)別表1第8項第4欄第2号に掲げる経費
-----------------------	-----	-----	---------------------	--

※ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に限る。